

相承院本太平記について

高橋貞一

一

太平記の古寫本はかなり多く現存するが、最も古い形態詞章を傳へるものは、神田本太平記である。⁽¹⁾國書刊行會刊。現存は二十六卷、穗久邇文庫藏。これにつぐものは西源院本太平記である。刀江書院刊。現存三十九卷。しかし詳しく見れば、西源院本すべてが古い詞章を傳へてゐるとはいひ難いところがある。神田本と西源院本と同一のものは確に最も古い形態詞章を傳へた卷々である。

これらの卷々が更に流傳して流布本に至るには幾度か變移を経なければならぬ。参考太平記に所引の南都本もその一つである。ここに述べようとすゝる相承院本太平記も、西源院本よりは更に後出と認むべきもので、南都本と同類本であるが、未だその全貌が明らかになされてゐない。筆者もかつて若干述べたことがあるが、⁽²⁾その全卷について詳細に検討する機會が得られたので再説することにしたのである。既に岩波古典大系の太平記にも引用せられて、讀者諸賢もその大體についての解説を要望して居られると推察するので、敢てその詳細を述べて置かうと思ふ。

二

本書は、前田家尊經閣文庫藏で、美濃判楮紙袋綴、二巻を一冊として、二十冊とする。巻末に奥書があつて、その書寫年月が明らかである。左にそれを列記して置かう。

巻二の巻末に、

天正二年甲戌 八月廿七日極樂寺日影弟子書功了

同假名朱點等校合了

巻三末に、

于時天正二年甲戌 八月七日戒覺院尊良書功了

巻四末に、

于時天正二年甲戌 八月日世田谷御本申請

草案了重而可有清書所望之間不顧惡筆

巻六末に、

等覺院書寫了

于時天正二年甲戌 十月十二日書功了連了依

所望世田谷御本申請拾書々寫了重而清

書了 鶴岡相承院長山 (花押)

卷七末に、

于時天正二年甲戌十月十日世田谷御本申

請料紙不足之間拾集草案了重而清

書可然也不願惡筆書功了同朱點了

鶴岡供僧之内

相承院長山（花押）

卷八末に、

天正二年甲戌十月十四日朱點了 安陽院養

之内旅人筆功にて憑了所望之間如斯重而

清書可然也 鶴岡相承院長山（花押）

卷十一末に、

于時天正三年乙亥三月十三日書功了鶴岡相承院長山（花押）

卷十四末に、

天正三年乙亥三月廿五日鶴岡於相承院書功了

卷十六末に、

于時天正三年乙亥桂蔭壽福寺慶庵奉授了

四月十二日鶴岡相承院長山（花押）

相承院本太平記について

卷十八末に、

于時天正三年乙亥、四月廿五日令草案了

卷十九末に、

天正三年乙亥、四月廿九日草案了重可有清書

鶴岡八正寺之内相承院長山千代松丸授與了

卷二十末に、

于時天正二年甲戌、潤十一月十一日令草案畢

重而可被致清書者也當時所用之間不顧惡筆

書功了 鶴岡 相承院融元（花押）

卷二十一末に、

于時天正三年乙亥、五月四日草案了重而可有

清書者也 鶴山相承院長山（花押）

卷二十四末に、

于時天正三年乙亥、五月十一日草案了依連日所望草案

了重而可有清書也 鶴岡相承院長山（花押）

とあり、又、

太平記卷第廿三四

于時天正三年乙亥五月八日書功了

鶴岡相承院長山（花押）

卷二十五末に、

于時天正三年乙亥五月十七日草案了

鶴岡相承院長山（花押）

卷二十六末に、

于時天正四年丙子五月廿一日校合了

壽福寺慶印庵憑了桂蔭 鶴岡相承院常住也

卷二十七末に、

于時天正三年甲亥乙八月廿六日書功了

鶴岡相承院長山（花押）

卷二十八末に、

于時慶長六年辛丑仲秋上旬之候於鎌倉雪下僧室依

師主相承院御房御詔乍悪筆書繼之了

右筆生國相州頼元

とあり、この巻のみが後の書寫にかかるものである。

卷三十末に、

相承院本太平記について

于時天正三年乙亥五月廿二日草案了可有清書者
也 鶴岡相承院長山

卷三十一末に、

于時天正四年^丙甲子八月十二日草案了重而書改尤候
一校了 相承院長山

卷三十三末に、

于時天正四年丙子八月廿八日草案了落字多カラン
於後日可被書直者也 鶴岡相承院長山（花押）

卷三十四末に、

于時天正四年丙子九月五日書功了
鶴岡相承院爲後世草案了

卷三十五末に、

天正四年丙子九月廿四日草案了
鶴岡相承院長山（花押）

卷三十六末に、

于時天正四年丙子十月二日草案了重而可有清書
鶴岡八正寺供僧相承院長山（花押）

卷三十七末に、

于時天正四年丙子十二月朔日令草案了重而可有清書也

相承院中納言元與授與了

長山（花押）

卷三十八末に、

于時天正五年丙丑二月廿八日書功了

同校合了

卷四十末に、

本云

右一部息女依所望書寫了同及假名處也

誤所後日可直付者也

于時永祿十年十月十日宗哲御判アリ

于時天正五年丙丑四月十日世田谷御本借用申

草案了或筆憑或以自筆書留者也

融元（花押）

とある。又卷末に次の識語がある。

太平記備考

相承院本太平記について

此書ハ第四十卷ノ奥書ニ

右一部息女……………(今略之)

于時永祿十年十月十日宗哲御判アリ

トアリ、宗哲ハ北條早雲ノ末子長綱(幻庵)ノ別號ナリ、永祿七八年ノ頃、北條氏康ノ女ガ武州世田谷領主吉良氏朝ニ嫁セリ、本文ニ息女トアルハコノ女ナルベシ、當時幻庵ガコノ女ノ爲ニ婚姻ノ儀式作法ヨリ舅姑ニ事フル心得一族又ハ臣下ニ對スル心得等ヲ記シテ與ヘタル北條幻庵覺書ナルモノアリテ、下總宮崎文書ニ見ユ、是等ヲ參照シテ考フルニ、本書ハ同女カ婚姻ノ際宗哲庵ガ之ヲ書寫シテ與ヘラレシモノアリテ、之ヲ世田谷御本ト稱シタリト思ハル、ナリ、鎌倉鶴岡八幡宮八正寺ノ内、相承院ノ僧長山融元ナドイヘル人ガ、天正二年ヨリ五年ノ間ニ及ビ、右ノ世田谷本太平記ヲ借リテ壽福寺極樂寺又ハ旅人等ニ依頼シテ書寫セシ書ナルガ如シ、本書殆ンド毎卷ニ奥書アリ、其中ニ、第四、第六、第七、第四十ノ四冊ニノミ世田谷御本申請云々トアルノミナレドモ、恐ク全部同本ニヨリテ書寫セシモノナルベシ

と藤田明氏の識語がある。そして、

大正二年十一月六日大日本史料編纂官藤田明氏寄貽

の語があるによつて、本書の前田家に藏せられる經過が明らかである。

各卷は右の識語によつて天正二年より五年に至る書寫であるが、一面十行片假名交り書寫が大部分で、一面九行平假名交り書寫のものが、卷十二、卷十六、卷二十六の三卷と、一面十行平假名交り書寫の卷一、卷二、卷三、卷五、卷八、卷十、卷三十二の七卷と、一面十行ながら片假名平假名を混合してゐる本として卷三十一などがある。

何れも巻頭に目録を有し、本分中には章段を設けている。前述の如く、卷二十八のみが慶長六年書寫で、系統を異にするものと認められる卷である。以下各卷の特質を述べることにする。

三

卷一に就いて見るに、巻頭の序文は、諸本の天徳が天道、地道が地徳となつてゐる。先代草創平氏權柄事には、崇鑑が時に到て天地命を革むべき機危云に、顯たり凡古を引て今をみるに、行迹甚軽くして

とあつて、傍點を附した如く、神田本、西源院本になく、流布本にある語が先づ注目せられる。参考太平記引用の南都本と異なる所は、隱謀露見事（頼員回忠事）の條、参考太平記に、

○西源院本南都本云、齋藤六波羅ニ參テ、事ノ子細ヲ申ケレハ、時ヲカヘス鎌倉ヘ早馬ヲ立、高時大ニ驚テ、兩使ヲ上セテ、六波羅ノ北方常葉駿河守範貞ノ方ヘ、君御謀叛ノ事、近臣資朝俊基ノ申勸メ進ラスルソ、與力ノ輩ハイマタ委細ニ名字ヲ知ス、張本ノ土岐多治見ヲ召捕相尋テ後、與黨ノ沙汰ニ及ヘシト下知セラレケレハ、則京中洛外ノ武士トモヲ召集テ、先著到ヲソ附ラレケル云々

とあるが、西源院本は右の文と異なるし、南都本も現在卷五までが缺損のために不明であるが、若しこの文に間違ひがなければ、相承院本は右の南都本と異りて、流布本と同一である。恐らく右の異文は参考太平記の誤であらう。

卷二、神田本は天正本系統本による補訂があり、西源院本は又甚しい増補改訂があつて、それぞれに特色があるが、相承院本は、流布本に近くなつてゐる。阿新殿事を示せば、

阿新殿とて年十三に成けるが、父の卿召人になり給しより、仁和寺邊にかくれて居たりけるが、今は何事にか命

をもをしむべき。父と共にきられて冥途の供をもせよかし、下て最後の様をも見では叶まじとて、母にいとまをこひければ、母なくくとゞめけるは、佐土とやらんは人もかよはぬおそろしき嶋とこそきこゆる。日かずをふる道なれば、いかんとしてか下べき。其上汝にさへはなれては、一日片時も命ながらふべしとおおぼえずとなきかなしむでとゞめければ、

とあつて、流布本に近い。傍點のある所は流布本よりも古い詞章である。俊基朝臣被誅事付北方事の條にも、助光と云もの有、被朝臣めしとられ給し時より、北の方は仁和寺なる所にしのびてを、はしければ、助光も同付奉てぞ候ける、右少辨すでに、關東へめしくだされ給ふ由を聞給ひて、北の方はたえぬ思にふししづませ給て、なきかなしみたまひけるを見奉もかなしくきくに付てもおぼつかなければ、北の方の御文を給て、

とあつて、傍點を付す如く、流布本と異なる所がある。仁和寺は諸本に嵯峨、右少辨は諸本に俊基とある。今川家本（陽明文庫藏）と同類である。恐らく南都本とも同類であらう。

卷三、楠事に、

是は敏達天皇四代の孫井手の左大臣橘諸兄公の後胤たりといへども、民間に下て年久、其母わかゝりし時、信貴の毗沙門に百日參て、夢想を感じてまうけたる子にて候とて、

とある。神田本、西源院本等には存しない語があつて、流布本に近くなり、笠置軍事の軍勢の名も、官方敗北夏（主上御役落笠置事）の生捕の人名も流布本に近い。官方敗北夏の一節を示せば、

俄の事にて鳳輩、腰、興、だにもなかりければ、はりごしのあやしげなるにたすけのせまいらせて、先南都の内山へ入

まいらす、只殷湯夏台に囚れ、越王會稽に降せし昔の夢にことならず、是を見きく人ごとに、袖をしぼらぬはなかりけり。

右の傍點の示す如く古い詞章をとどめてゐる所もある。今川家本、南都本の類である。卷四、この巻は片假名交り十行書寫の中に、平假名を以て書寫した所もある。章段を設けない點は古い形態である。卷頭は流布本に同じく、具行脚誅死事も流布本と差なく、一宮妙法院宮事には、「有井三郎左衛門尉云々」がなく、

配所ハ共ニ四國ト聞レバ責テハ同ツ國ニテアレカシ、事トイカハス風ノ便ニウキヲナグサム一フシニモト念ジ思召ケルモ叶ハデ、一宮ハタユタフ波ニコガレ行、身ヲ浮舟ニ任ツ、土佐ノ畑へ趣カセ給ヘバ、妙法院ハ是ヨリ引別、備前國迄ハ陸地ヲ經テ、兒嶋ノ吹上ヨリ船ニ乗テ、讃岐ノ詫間ニツカセ給フ。

とあつて、今川家本、寶徳本、松井簡治博士舊藏本等諸本と同類である。先帝遷幸事に、今川家本、南都本には、ウカリケル身ヲ秋風ニサソハレテ思ハヌ山ノ紅葉ヲゾ見ルの歌があるが、相承院本には存しない。

卷五、諸本殆ど差のない巻である。

卷六、西源院本のみが巻頭の「夫年光不停……雖不始今」といふ語がないが、他の諸本はすべてあり、赤坂合戦事付人見本間拔懸事の章の最後（卷末）は、

獅子ノハガミヨシテ降人ニ出ントイフ者ハナカリケリ。

とあつて、流布本にある數行の文がない。これは西源院本、南都本、今川家本等にも存しない。又同じ章に、

暫ク事ヲハカツテ降人ニ出テ、武家モシツヨラバ忠ヨイタシテトガヲヨギノイ、御方若ツヨラバ元ノ如クハセ付

テ運ヨヒラクベシ、死セル者ハ二度歸ラズ、天下ノ事イマダ知ベカラズ、只シバラク命ヲ全シテ、時ヲ待ンニハシカジト存ズルハイカニト申ケレバ、士卒皆タケシトイヘ共、サスガ命ヤ惜カリケン、平野ガ云儀ニ同ジテ、其日ノ討死ヨハ留メテケリ。

とある所は流布本と甚しく異なる條であるが、西源院本、今川家本、南都本と同文である。したがつて今川家本、南都本と同類と推定られる。

卷七、吉野城合戦事に於て、村上義光討死の條、西源院本のみは異文であるが、神田本以下は流布本と大差がない。先帝船上潛幸事には、

官女此由ヲ申入ケレバ、主上ナヲモカレガ偽テヤ申ラント思召ケル間、彼官女ヲ義繩ニゾ下サレケル。判官ハ面自身ニアマリテ覺ケル上、最愛甚シカリケレバ、彌忠烈ノ志ヲゾアラハシケル。主上サテハヨモ相違アラジト思召シケレバ、アル夜ノヨイノマギレニ、三位殿ノ御局ノ御産ノ事近付タリトテ、御所中ヲ御出アル由ニテ、

とある。これも神田本に近く、今川家本、南都本と同文である。したがつてこの巻も今川家本、南都本と同類である。その他ではこの巻は流布本と殆ど差のない巻である。

卷八、巻頭の摩耶合戦事の章に、大きい異文が二箇所ある。その一つは、

佐々木判官時信、常陸前司に四十八ヶ所の簀屋本在京人七十三人並に三井寺法師五百餘人を相そへて、彼是都合彼是都合七千八百餘騎を摩耶城へぞ向られける。此敵共只楚の陳勝が亡秦の弊にのつて、山東ニ趣しが如し。誠ニ義にあたり節に死する心ハよもあらじと寄手みな思あなどつて、山の案内をも問はず、勢力の半分をもせず、我さきにとぞよせたりける。誠ニ楯籠處の勢共あくまで野軍になれて、時ノ虧盈をみる事を得たる物共なりけれ

ば、足輕の射手一二百人をふもとへおろし、遠矢少々射させて次第に城の上ニ引あがりけるを、計とはしらず、寄手勝にのつて……。

とある。参考太平記に島津家本、北條家本、南都本並云として引く所である。他の一つは、

六騎の兵笠じるしかなぐりすて、大勢の敵へさつとまじはつてかけまわりける間、いづれを敵共しりわかず、圓心は時さがりたる腹巻に帽子かぶとをきて、小笠原が馬にのらんとしける處へはしりより、あぶみををさへてぞ騎たりける。これをてきともしらざりける運の程こそ不思議なれ。其後圓心馬ニ打乘て六波羅の者共に目くばせして敵にかかる由にてさきかけぬけ、小屋野寺の宿の西に、三千餘騎にてひかへたる其中へはせ入て、虎口の死をぞ遁れける。

とある。この異文も島津家本、北條家本、南都本の異文である。神宮文庫藏本もこれに近い異文がある。その他は流布本と殆ど差なく、卷末は、

大聖世尊滅後二千三百餘年の後、佛肉なをここに留て分布天下にあまねし。かかる靈瑞奇特の大伽藍をとがなくしほろぼされけるは、偏に武運のつくべき前表哉と人皆脣をひるがへけるが、果して幾程なく六波羅番場にてほろび、一類ことごとく鎌倉にて失けるこそ不思議なれ。積惡の家には必餘殃ありとは、加様の事をぞ申べきと思はぬ人もなかりけり。

とある。南都本と同類と認むべき卷である。

卷九、巻頭二葉は平假名交り十行書寫で、以後は片假名交り十行書寫である。巻頭の足利殿上落事には、

相模入道是ニ不審散ジテ喜悅ノ思ヲナシ、イソギ高氏ヲ招請アツテ、サマトノ賞誼共ニテアリシ中ニモ、コ、

ニ御先祖累代ノ白旗アリ、是八幡殿ヨリ代々ノ家督ニ傳テ執セラル、重寶ニテ候ケルヲ、故頼朝卿ノ後室、二位ノ禪尼相傳シテ、當家ニ今迄所持候也、希代ノ重寶ト申ナガラ他家ニ於テハ其詮ナク候歟、是ヲ今度ノ御ハナムケニ進候也、此旗ヲサ、セテ凶徒ヲ御退治候ヘトテ、錦ノ袋ニ入ナガラ自是ヲ奉ル。其外乗カヘノ御タメニトテ飼タル馬ニ白鞍置テ十疋、白覆輪ノ鍔十兩金作ノ太刀一ツソヘテ引レケリ。

とある。神田本、西源院本、今川家本にはない語である。流布本に同文である。南都本に同類である。篠村御願書並鳩奇瑞事には、

高氏朝臣自筆ヲトリ判ヲシテ、上矢ノカブラ一筋ソヘテ寶前ニヨサメラル。相從軍勢ヲノノ上矢一ツ、奉ケル間、其矢社壇ニ積テ塚ノ如シ。

とあつて、神田本に近い所もある。番場自害事の章の、自害の人々の人名は、諸本ともに差異がある。が大約南都本と同類とみて差支がなからう。その他は流布本と大差のない巻である。

巻十、諸異本と流布本の間に甚しい相違のある巻である。巻頭の宰相禪師自害事に、

足利治部大輔高氏敵ニ成給ヒヌル事ハ道遠ケレバ、飛脚未到來セズシテ、鎌倉ニハアヘテ其沙汰モナカリケル處ニ、足利殿ノ御子息千壽王殿五月三日ノ夜半ニ大藏ノヤツヲ落テ、イツチ共知ズ成給ケリ。是ニ依テスハヤ親父ノ京都ニテ敵ニ成給ケルヤト人皆推量ヲ廻シテ、鎌倉中ノ貴賤上下只今事ノアランズル様ニ騒動ス。相模入道是ヲ聞テ、事ノ躰大ニ不審也、聞定テ下レトテ、長崎勘解由左衛門尉ト諏訪木工左衛門入道トヲ京都へ上セラル。

彼等二人五月三日鎌倉ヲ立テ、夜ヲ日ニツイデ上落シケル處に、六波羅ノ早馬駿河ノ高橋ニテ行合テ、事ノ子細ヲ委ク語ケル間、此ノ上ハ不審ナシトテ、アキレテ居タリケルガ、角テハ鎌倉ノ事モ不覺トテ、兩使共ニ高橋ヨ

リ引返シテ、又鎌倉へゾ下ケル。

とあつて、神田本、西源院本、今川家本に同じく、新田義貞謀叛事に、人名なく（参考太平記ニハ七頁下、流布本にはある）、西源院本、今川家本に同じく、又同章の異文（小手指原の合戦）も（参考太平記二八九下）、神田本、西源院本、今川家本、南都本等に類し、三浦大多和源氏合躰事の章の最後の一部は神田本、西源院本、今川家本にはなく、寶徳本、築田本、教育大學藏本等には存し本書にも存して、南都本に類し、大佛奥州討死事も、

二百五十騎ノ者共クツバミヨナラベテ、敵大勢ノ中へ懸入ル、先一番ニ山名里見三千餘騎ニテ引へタル中へ懸入り、一シキリ太刀ウチシテツトカケ抜テ見給へバ、五十餘騎打レテ二百騎ニタラズ成ニケル。二番ニ額田桃井ガ二千餘騎ニテヒカヘタル中へヨメイテ懸入、シバラクタ、カイ懸出テ見給へバ、卅騎ウタレテ七十騎ニ成ニケリ。三番ニ大井田、鳥山ガ千餘騎ニテヒカヘタル中へ懸入テ、敵アマタ討トツテ、バツト懸出テ見給へバ、其勢ハツカニ六十餘騎ニ成ニケリ。四番ニカラメテノ大將脇屋次郎義助六萬餘騎ニテ控へタル中へ懸入テ、一人モノコラズ打レニケリ。

とあり、神田本、西源院本、今川家本、南都本に類する。相模入道並一族自害事には、

其人々ハ誰々ゾ。金澤大夫入道崇顯、左介近江前司宗直、甘名宇駿河守、其子息左近將監、小町中務大輔朝實、常葉駿河守範貞、名越土佐前司時光、伊具越前々司宗有、鹽田陸奥入道、攝津刑部大夫道、城加賀前司師顯、秋田城介時顯、越後守有時、南右馬頭茂時、攝津左近大夫、長崎左衛門入道圓喜、同三郎左衛門入道思元、明石長門介忍阿、其外名越ノ一族卅四人、鹽田赤橋常葉佐介ノ人々四十六人、其門葉タル者二百八十三人、我前ニト腹ヲ切ル。

とあつて、今川家本、南都本に類する。以上によりてこの巻は略南都本の同類と認むべきである。前述の如くこの巻は異同が甚しく小異は極めて多く枚擧に遑がない程である。

巻十一、天正本以外は諸本間に異同が殆どない巻である。

巻十二、廣有射怪鳥事に、西源院本、流布本に異なる所がある。

諸家の待をはじめとして、堂上堂下に充滿して、直衣束帶の袖をつらねたる。文武百寮是を見て、左右なく射ておとさんコトいかあらんずらんとかたづをのむで手をにぎる。誠に一期ノ浮沈の名望何事か是にしかんと、見物の責賤心を動さずと云コトなし。廣有已に立向ひ、打あげて弓をひかんとしけるが、いささか思案するやうありげにて、鎗にさしたるかりまたをぬひて打すて、二人ばりに十三束、きりく〜と引ばり左右なく是をはなさず、しばらく此鳥の在所をなをもしらんとて、鳴けるこゑを待居たり。怪鳥例より飛おりて、紫宸殿の雲臂木より廿丈ばかりと覺しくて、しきりにかけて鳴たりけり。

とある。今川家本に類する。神泉苑事にも、

是より東寺は繁昌して、西寺は廢壞しけるとかや。其後大師自茅と云草をむすんで、虚空になげ給へば、大龍となつて、天竺の無熱池に飛うつりぬ。まことの善女龍王ハ、此神泉苑ニとどまつて、今ニ至まで風雨時ニかなひ感應機に隨て、奇特無双の靈地也。されば貴賤の信仰都鄙の擁護、濁世末代といひながら、効驗なをも新なるハ是眞言の教法也。

とありて、西源院本に近く、今川家本と同類である。西源院本には傍線を付した所がない。他は諸本と大きい差異は存しない。

卷十三、この巻は、神田本は天正本系統本によりて補託せられているが、最も古い形態を保持する傳本である。本書は流布本と殆ど差なく、諸本間の相違も少ない巻である。藤房遁世事も流布本に殆ど同じく、巻末の一節を示せば、

時行關東ニ滅亡シ時兼北國ニテ打レシ後ハ、末々ノ平家共少々身ヲ隱シ、貞ヨカヘテ、此彼ニ有トイヘ共、今ハ平家ノ立直ンコト有難シトヤ思ケン、其昔ヲ忍ビシ人モ、皆怨敵ノ心ヲ改テ、足利ノ相公ニ付隨ハズト云者ナシ。サテコソ尊氏卿ノ威勢自然ニ重ク成テ、又武家ト云名ハ立ニケレ。

とある。陽明文庫藏の今川家本と同類である。南都本も同類である。

卷十四、この巻も諸本間の相違の甚だしいもの一つである。巻頭の新田足利確執事には、

足利宰相尊氏打手ノ大將ヲ奉テ、關東ニ下給シ後、相模次郎時行度々ノ合戦ニ打負テ、關東程ナク靜謐シケレバ、勅約ノ上ハ何ノ相違カアルベキトテ、未宣旨モ下ザルニ、其門下ノ人々ハ、ヨサヘテ足利ノ將軍トゾ申ケル。…

…(中略)

父尊氏卿京都ニテ抽賞他ニ異ナリト聞ケル間、其方様ノ大將ニ屬シタラン者ゾ、輒ク上聞ニ達シテ、恩賞ヲモ給ハラズラント思ケルニヤ、只今迄義貞ニ付ケル東八ヶ國ノ兵共次第ニ心替シテ、大半ハ義詮ノ手ニゾ屬シケル。義貞是ヲ憤テ、己ニ鎌倉ニテ合戦ヲ致サントセラレケルガ、上聞ヲ憚テモダサレヌ。是ヨリ新田足利一家ノヨシミヲ忘レテ、怨敵ノ思イヲ成テ、次デアラバ互ニ亡サンズル企ヲ心中ニ挿ミケルガ、果シテハヤ天下ノ亂ト成ニケリ。去程ニ讒口傍ラニアツテ、尊氏卿叛逆ノ企アル由叡聞ニ達シケレバ、主上シキリニ逆鱗アリテ、尊氏卿追伐ノ宣旨ヲ下サルベシト仰ケルヲ諸卿僉議アツテ、罪ノ疑シキヲ以テ、功ノ誠アルヲ棄ラレシコトハ敢テ仁政ニ

アラズ、奏シ申サレケレバ、。

とあつて、神田本、西源院本、今川家本に類し、矢矧合戦事にも、

其時御方一足モ引ズ相懸リニ懸テ、河中へ敵ヲ追ヒテ、大勢ヲ二三ケ度手痛クアツル程ナラバ、敵コラヘカネテ、本陣へ引返サン時、御方ハ六萬餘騎鬻ヲ双テ敵ニ追スガツテ、河ヲ渡シテ懸ルホドナラバ、勝事ヲ一戦ノ中ニ得ツト存候ト申ケレバ……。

とある。今川家本に類し、神田本とも同一である。箱根竹下合戦事には、

千葉宇都宮菊池ガ兵イサミス、ンデ責ケル程ニ、始メ七萬餘騎有ケル箱根ノ勢討ルレバ颯ト引、手ヲヘバ引懸テ落、落ルヲ見テハ引キ、彌引ヨクレジト引ケル間、旗ノ數次第ニ減ジテ、今ハ十分ノ一モ見ヘザリケレバ、義貞勝ニノツテ鎌倉勢ニ向ヒケルトテ、村上河内守信定一族四十餘人都合其勢五百餘騎ニテ、義貞ノ勢ヲ追下ス。手負死人數百人ニ及ベリ。直義是ヲ感ジテ、タタウ紙ニ恩賞ノ下文ヲ書テ與ラル。信乃國鹽田ノ庄トゾ聞ヘシ。彼成王ノ桐葉ニ書テ士卒ニ與ヘタマヒケル先蹤ニナグラヘタルトゾ聞シ。サレバ竹下ヘハ中書王ノ御勢ニ……。

(中略)

父義助是ヲシラズ、義治ガ見ヘヌハ打レヌルカ、生ドラレタルカ、二ノ間ヲハヨモハナレジ、彼ガ死生ノ間ヲ見ヲホセズバ、生テモ何カスベキトテ、又ヲメイテ大勢ノ中へ懸入ケレバ、右衛門佐ノ二度ノカケニ、サシモノ大勢戦ツカレテ、バツト引ケル所ニテ、義治馬ヲ引返シ、キタナキ人々ノ引ヤウ哉、敵ハ小勢ニテ有物ヲ、イザヤ返シテ打死セントノ、シリテ、主従四奇ヒツ返サル、ヲ見テ、誰トハシラズ、片引兩ノ笠符ツケタル兵二騎、ヤサシクコソ見ヘサセ給ヘ、御供申サントテ、ツゞイテ返シケル。

とあつて、これは西源院本に類する。神田本、今川家本とは傍線を附した所が異なるものである。その他は大約流布本と甚しい差異はない。この巻も南都本の類と認められる。

巻十五、巻の分割において、古本といふべき諸本は、相承院本もその一つであるが、流布本の巻十六の多々良濱合戦事付高駿河守引例事までを巻十五とし、巻十六は、西國蜂起官軍進發事を以て始まる。今川家本は、永正二年六月十四日の奥書を有し、流布本と同じ分割である。京都大學藏本、龍門文庫藏豪精本は今川家本と同じ分割である。又天正本も同様である。而して流布本の巻十五にある記事については諸本間に殆ど差異はないが、流布本巻十六の巻頭、將軍筑紫御開事（相承院本では、棟堅入奉將軍事）には次の如くあつて流布本とは甚しい差異がある。

ウタ、ネノ夢ヨリモ猶アダナルハ此比見ツルウツ、成ケリ

ト基久一首ノ歌ヲ書留テ、遂ニ出家遁世ノ身トゾナリニケリ。

棟堅奉入將軍事

サテモ將軍ハ京都數度ノ合戦ニ打負テ、建武三年二月八日兵庫ヲ落給シ迄ハ、相從フ兵已ニ七千餘人アリシヲ、兵庫ノ奥ノ御堂ニテ佐竹ノ刑部大輔義敦ヲメサレテ、東國ノ事心元ナク覺ユレバ、急馳下テ義兵ヲアゲ、御方ノ機ヲ失ハヌ様ニ相計ベシトテ、武略ノタメニ歸サル。仁木左京大夫頼章ヲバ丹波國へ遣ハサル。サテ備前小嶋ニ付ケルトキ、石橋左衛門和義ヲハ由井飽浦内藤松田ノ一族共ヲ付テ、三石邊ニサ、へ京都ヨリ打手下ラバ防トテ留メラル。細川卿律師定禪、同刑部頼春ヲバ、一族ヲ引マトメ四國勢ヲ付テ、京都ヲヨソヘトテ讃岐ニノコシ、上杉ノ民部大夫ヲバ石見へ遣ハサル。カクノゴトク諸軍勢ヲ遣ハシテ、方々ノ計略ヲ廻シ、中國ノ勢共モ各イトマ申テ、己ガ國々ニ留ケル間、今ハ山名石堂畠山高上杉小田宇都宮、横地勝間田ヲ始トシテ、東國ノ兵少々召具

セラレテ、同二月十三日筑前國多々良濱ニ著給ヒケルガ、其勢纔ニ五百人ニモ足ザリケリ。とあつて、南都本、今川家本ニ類する。傍線を附した語は南都本にはない。次に多々良濱合戦事付高駿河守意見事も、流布本と甚しい差異のある章である。

コ、ニ會我左衛門尉、白岩彦太郎、八木岡五郎左衛門尉三人共ニ馬物具モナクテ、太刀バカリヲ憑ミテ眞前ニス、ミタリケルガ、是ヲ見、是コソ我物ヨト云マ、ニ、白岩彦太郎太刀打振テハシリ懸リケレバ、白岩が太刀ノ影ニ馬驚イテ弓手へ切レケル處ヲ、得タリヤト走寄テ、鎧ノ鼻ヲ返シケル。白岩ニ鎧ヲ返サレテ敵馬ヨリ落シカバ、起シモ立ズ乗カ、リ、押テ頸ヲゾカキタリケル。馬ノハナレテ波打ギハニ立ケルヲ、會我左衛門走寄テ、我物がホニ取テ乗ル。鎧ハ未死骸ニ留テ、白洲ノ上ニアリケルヲ八木岡五郎引ハギテ、聽テソレヲ着タリケル。白岩一人ガ行跡ニヨキ兵二人大勢ノ中へ破テ入ル。

とあつて、南都本、今川家本、教育大學藏本と類する。神田本、西源院本とは異なる所がある。よつてこの巻は南都本と同類と認められる。

巻十六、前述の如く、巻頭は西國蜂起官軍進發事である。児嶋三郎熊山舉旗事は略流布本に近く、尊氏卿上洛事には、

將軍ハ吉良石塔仁木細川斯波荒河吉見澁河桃井畠山々名一色加子岩松等の宗徒の一族四十餘人、高家一黨五十餘人、上杉の一類卅九人、其外赤松を先として、土岐佐々木千葉宇都宮小田佐竹小松結城三浦河越大友厚東菊池大内等の外様の大名百六十頭、其兵船七千五百餘艘、宗徒の大船は蓬萊洞、須彌山をものするばかりの船にて、將軍の御座船以下卅餘艘也。思々ニ纜を小船に揉合て帆をあげ舷を叩きこぎならべてぞ上らられる。

とあつて、西源院本、南都本に類し、和田備後守範長の討死事はなく、本間孫四郎遠矢事にも、

唯一騎和田の御崎の波うちぎはに打出ける處に、鷺一羽波の上に落ちて二尺計なる魚をつかんで奥のかたへ飛行けるを、資氏しばらく思けるは、此大軍の中にて此鳥を射て人に見せばやと思て、上ぎしのかぶら矢を拔出し、二所籐の弓に取てつがいて、この鳥漸遠ざかり、波の上六七段きりのびぬらんとみるほどに、馬の鎧を波越ばかり潮にかけひたして、おつさまに懸鳥にぞ射たりける。……………(以下略)

とあつて、西源院本、南都本に類する。楠兄弟自害事、湊川合戦事も流布本と甚しい差異がある。小山田太郎高家刈青麥事はなく、持明院東寺行幸事も又流布本と甚しき差異があり、日本朝敵事は、

其第一之御子は此國の主と成て、伊勢國御裳濯河、神瀬下津岩根に跡を垂れ給しより以來、繼躰の君六十六代、其間に朝敵と成て亡し者を數れば……………(中略)

千方勢を失て纏て友雄に打にけり。是のみならず大石の山丸、大山の王子……………。

とあつて、第六天の魔王の事、將門の事が存しない。最後の楠首送故郷事も、

ことさら母の顔色見もいたはしく、我身もせん方なく思ければ、正行落ル涙を押て、のどやかに立て持佛堂の方へ行けるを、若黨あやしと思て跡に付て見れば、父が兵庫へ向とて、櫻井の宿より返留し時の形見にせよととらせたりし菊水の刀をぬき、是非なく腹を切らんとしけるを、若黨はしり寄りて取留、此由を急告たりければ、母涙を押へて申けるは……………(中略)

幼心ニ正行げにもとや思けん、腹切らんコトヲバ思とゞまり、父の遺言母の庭訓心ニ深ク染ければ、あだなる遊戯の小弓草鹿の庭までも、亡魂の恨を散すべき義兵を舉むト心ニかけ、武略智謀ノ營より外は他事なく見へしか

ば、千里ノ山野ニ虎の子を隠して生長なる心地して、末の世いかならんと思はぬ者はなかりけり。幼少より敵を亡す智謀を挿ける行末の心中こそ恐しけれ。

とある。以上によりて、南都本に類する巻と認むべきである。

卷十七、江州軍事以外は、流布本と殆ど差のない巻である。江州軍事は、

是ヲ聞テ例ノ大衆共後陣ノ勢ヲモ待調ヘズ、我先ニトス、ミケル。此大勢ヲ敵ニ受テ落留ル者共ナレバ、ナジカハ少モ氣ヲ屈スベキ。偏ニ討死ト志テ、犬上郡多賀ト云所ニ陣ヲ取ル。此所ハ後ニハ大山ヲ當テ、前ニハ犬上河ト云河原ヲアツ。山徒ハ馬ノ上ノ合戦ニ心ニクカラズ、只一懸ニカケテラサント思ケル處ニ、山徒ノ向陣四十九院ノ宿へ、未ダ卯ノ刻ニ押寄ル。山徒モ安養ノ馬場へ出合、懸立々々散々ニ戦。小笠原ガ先懸ノ者共少々打合處ニ、山徒ノ後ニ引ヘタル雑兵ノ少々引ケルニ大勢引立ラレテ、理教坊阿闍梨ヲ始トシテ、宗トノ衆ト三十餘人打レケレバ……。

とあつて西源院本、今川家本、南都本と同類である。

卷十八、春宮還御事の章に、

サテコソ袖山ニハハカクシキ敵ナケレバ、何トナクトモ降人ニゾ出シズラントテ、暫ガ程ハサシヨキケル。新田越後守義顯并一族三人、其外宗トノ頸七計ヲトリ持セ、春宮ヲバ輿ニノセマイラセテ、京都へ歸上ラレケリ。諸大將ノ事ノ躰皆ユ、シクゾ見ヘタリケル。春宮京都へ還幸ナリケレバ、

とあつて、義顯の首の事を比叡山開闢事の前の前に述べる。比叡山開闢事は、流布本などに比して簡略などところがある。「波母山や小比叡ノ杉ノ」歌はなく、

大宮權現ハ久遠實成ノ古佛、天照太神ノ應作、聖眞子ハ九品安養ノ化主、八幡大菩薩ノ分身、二ノ宮ハ初メ大聖釋尊ト約シテ去給ヒシ東方淨瑠璃世界ノ如來、我國秋津洲ノ地主タリ。其後四所ノ菩薩、化ヲ助ケテ十方ヨリ來臨シ、三七ノ靈神光ヲ双テ四邊ニ圍繞シ給。

とある。今川家本と同文である。しかし今川家本は程嬰杵曰事が簡略である。その他は甚しき差異はない。この巻は今川家本と同類と認められる。

卷十九、最後の青野原軍事の後半、顯家戦死の條がない。但しその他は殆ど流布本と同じ詞章である。今川家本、南都本と同類である。

卷二十、目錄章段があるが、目錄は流布本と異なるが、本文中の目錄は流布本慶長八年古活字本と同一であり、本文も、その漢字假名の用法まで殆ど古活字本と一致する。したがつて本書はその奥書に天正二年閏十一月とあるによつて、この巻は古活字本の根源になつた傳本であるといつても差支がない。この巻は神田本、西源院本は古く、今川家本、南都本は流布本に近く殆ど同文となつてゐる。相承院本の最後は、

導師稱揚ノ舌ヲノベ玉ヲ吐給ヘバ、聽衆隨喜ノ涙ヲ流シテ袂ヲ沾シケリ。是併地藏菩薩ノ善巧方便ニシテ、彼有様ヲ見セシメテ追善ヲ致サシメンガ爲也。結縁ノ多少ニ依テ利生ノ厚薄ハアレ共、佛前佛後ノ導師、大慈大悲ノ薩埵ニ値遇シ奉バ、眞諦俗諦善願ノ望ヲ達セン。今世後世能引導ノ御誓タノモシカルベキ御事也。

卷二十一、西源院本、釜田喜三郎氏藏本は流布と甚しく異なる所がある（例へば鹽谷判官事）が、本書は殆ど流布本と差がない。今川家本、南都本と同類である。

卷二十二、古本といふべき諸本と同じく缺である。

卷二十三、卷二十四、目録によるも明らかな如く、南都本と同類である。

太平記卷第廿三

一 畑六郎左衛門時能事付鷹巢城事

一 義助被參吉野事付隆資物語事

一 孫武學武事

一 上皇御願文事

一 土岐參合御幸致狼藉事

一 高土佐守傾城事

太平記卷第廿四

一 義助朝臣與州下向道間事

一 正成怨靈乞劍事

一 義助朝臣死去事付河江城軍事

一 備后斬軍事

一 世良田城落事

神田本、西源院本とも同類である。今川家本のみは隆資物語が簡略である。流布本とは甚しい差異があるので、異文の引用は省略するが、注目すべき章は、畑六郎右衛門時能事と正成怨靈乞劍事の最後と、土岐頼遠參向御幸致狼藉事の三章が相違が甚しいものである。

卷二十五、朝儀年中行事は、神田本、西源院本、今川家本、南都本と比して異文である。相承院本の特異な増補がある。勿論流布本とも異なる。天龍寺建立事付供養等事には、

是豈恥ヲ知ルト云ン哉。凡寺ヲ建ラレンコトハ人法繁昌シテ、僧法相對セバ、眞俗道備テ、尤然ベシ。今ノ躰ヲ見ニ、禁裡仙洞ハ松門茅屋ノ如クナレバ、僧所ハ玉樓金殿ヲミガキ、卿相雲客ハ木食草衣ナレバ、禪僧ハ珍膳好食ニ餘レリ。祖師ノ行儀豈カクノ如ナランヤ。朝家ノ衰微歎テモ餘有。コレヲ山門頻ニ禁廷ニ訴フ……………。

とあり神田本、西源院本等にも類し、祇園精舎の事は存して神田本に類する。西源院本、今川家本には存しない。供養の行列の條には、

二番ニ隨兵ノ先陣武田伊豆前司信武……………（中略）三番ニ太刀帶ノ衆五十人、思々ノ直垂ニ、金作ノ太刀帶テ、二列ニ步連タリ。四番ニ正二位大納言大將軍尊氏卿小八葉ノ車ノ簾ヲ高卷上サセテ、衣冠正ク乗レタリ。五番ニ後陣ノ太刀帶五十人衣服帶劍皆前ノ如シ。六番ニ參議從三位兼左兵衛督源朝臣直義、是モ衣冠ニテ後車ニ乗レタリ。……………（中略）十番ニ外様ノ大名五百餘騎、皆直垂ニテ相隨。十一番ニ諸大名ノ郎從三千餘騎弓箭杖ヲ帶テ十餘町ガ間ハ袖ヲ連テ支タリ。馬打ノ次第ノ躰、前代未聞ノ見物也。翌日ハ御結縁ノ爲トテ、兩上皇又天龍寺ニ御幸ナル。昨日ニハ様替テ、公卿六人、殿上人前驅、隨身、雜色、牛飼ニ至迄、皆花ヲ折テ出立タルハ、アタリモカ、ヤク様ニゾ見ヘタリケル。此日舞樂有テ伶倫廣序ヲ奏スレバ、國師自ラ香ヲ拈ジテ、萬歳ヲ祝給フ。上皇ヲ始奉テ公卿殿上人ニ至迄、金銀珠玉綾羅錦綉和漢ノ間ニ名ヲノミ聞テ、未目ニハ見ザル珍寶共ヲ山ノ如ニ積上テ、御引出物ニ獻ラル。兩日ノ儀式萬人ノ稱美誠ニ福智ノ二法ヲ成就シ給ヘル人ハ、此夢窓和尚ヲゾ申ベキト思ハヌ人ハナカリケリ。夫佛ヲ作り堂ヲ立ル善根誠ニ勝タリト云共……………。

とあつて、西源院本、今川家本、南都本と同文である。この巻は西源院本、今川家本、南都本と同類である。

巻二十六、持明院御即位事には、神祇大副卜部宿禰兼豊事はなく、官方怨靈會六本杉事付醫師評定事は、神田本、西源院本、今川家本、今川家本等とも異なる所があり、流布本と甚しく異り、南都本に一致する。一節を示せば、

仁和寺の六本杉の下にて雨の過る晴間をぞ待れける。宿をかるべき方もなし。今一足も京へと思へども、夜二かかりければ、いかゞせんと思煩給けるが、せん方なくて御堂に立寄、今夜ばかりを明さばやと思給て、本堂の縁に寄居つつ、しづかに念誦して心をすまし給ける處に、夜いたく深て、月清明たるに、軒端の松風聞から物さびしく怖しき様なる折節、眠べき使もなきままに、空をきつと見あげ給ひたりければ、比叡の岳、愛宕の山の方より四方輿に乗たる者其數おおく集て、杉の梢に並居たり。

とある。藤井寺合戦事は、今川家本は流布本と甚しく相違するが、相承院本は略同文である。南都本に同じ。實劍執奏事付邯鄲午炊夢事は、南都本系統本はすべて日本書紀による詳細な増補(三)があ。正行討死事は、神田本、西源院本と異りて、流布本に近く、南都本と類する。

正行八眉間ノまんなか、ふへのはづれニ矢いぬかれて、其矢をぬかん程の氣力もなし。舍弟の次郎正時からどう合引十文字にいぬかれたりければ、矢すくみにすくんで、犬居にどうとふす。野田四郎同子息二人は内甲ヲいられて矢場ニたおれぬ。關地ノ良圓ハ野間左邊將監康藤ニ左ノかひなを落されながら、かたてうちにきるたちニ、もろひぎながれてちともはたらかず。此外卅餘人ノ兵共矢三スジ四すち射たてられぬハなかりけり。今ハやたけニ思ふ共叶マジ、てきノ手ニかかるなどて、くすのき兄弟さしちがへて、北枕ニふしければ、自餘ノ兵卅二人思々にほらかききりて、いやがうへニかさなりふす。

とある。卷の最後は吉野炎上事である。この卷は南都本と同類である。

卷二十七、巻頭は賀名生皇居事で始まる。流布本の卷二十六の中に收められた各章は流布本と殆ど同文であるが、卷二十七の巻頭の將軍塚鳴動事以下は流布本とも甚しい相違がある。又神田本、西源院本に比しても義註上洛事大嘗會事など増補せられた所が多い。左にその異同表を示せば、

神田本	今川家本	相承院本	流布本
西源院本			
(なし)	陰陽寮密奏	同上	同上
清水寺炎上	同上	同上	同上
○	○	○	天下怪異
(なし)	高時田樂	同上	同上
四條田樂	四條田樂	四條田樂	四條田樂
○	○	天下大雨	天下大雨
雲景未來記	雲景未來記	(なし)	雲景未來記
天下大雨	天下大雨	天下怪異	△
天下怪異	天下怪異		△
(神田本後出)			

かつて今川家本を紹介した際に略述したことがある。(四)雲景未來記事のないのは南都本系統本と同類である。次に田樂事の一節を示して置く。

凡ハ天下ノ大變ノ有時靈佛靈社ノ回祿定レル表示也。驚クベキ事哉ト人皆怪ミ思ケリ。サルニ合テ此年多ノ不思議ノ怪共打ツツキアリシ中ニ、洛中ニ田樂ヲ冊事古ニ超越セリ。(高時：あり) 智アル人ハ歎キ申ケルニ、其比新座本座ノ所々ニテ能ヲ仕ケルニ、見ル人はヲ拽々ニ申ケル間、終ニ新本ガ褒貶當座ノ口論ニ成テ鬪諍死亡休ムコトナシ。偏ニ天魔ノ世ニハ荒タルニコソ。サル世ニ成マシキニモアラズト心有ケル人ハ眉ヲヒソメテ申ケルニ、同年六月十一日ニ斗藪ノ沙門ノ有ケルガ……(今川家本略同じ)

師直師泰團將軍事も流布本と甚しい相違がある。この巻は南部本と同類と認むべきである。

卷二十八、この巻のみが慶長六年の書寫で、同様の傳寫本とは云ひ難く、巻頭に、土岐周濟房謀叛事と、若將軍御政務事の次に、在登卿被逢天死事の二章がある。この二章のあるのは天正本系統本である。勿論本文も天正本と同一である。他の本文が殆ど流布本と同一であるので、流布本の上に右の二章を加へた形態である。巻末に、

注曰

電光ノ戰者惠源禪巷南方降參又ノ直冬朝臣蜂起ノ亂戰ニ及ヌル叟彼此官方ノ義兵ノ表叟歎此時九州モ起リケリ三角入道謀叛起シ天下三二分ト見タリ巽方電光ハ南方御叟乾方ノ電光ハ持明院殿南山ニ被移サモ給フ表事云々

木誓
金
ハウキ屋
大曰

女
師法印 源惠 獨精軒トモ遊和軒トモ資生トモ云々

玄惠法印
道號 亨叟

とある。前田家藏の梵舜本の校含した或本に等しい。梵舜の書寫は文祿三年頃である。故に本書の前に同類本が存したわけである。

卷二十九、流布本と殆ど差異のない巻である。薬師寺遁世を示せば、西源院本、今川家本には歌がないが、相承院本では、

此人々ノ後生ヲ訪ベシ。哀弓矢ノ家ニ生タル身程口惜キ物ハナカリケリ。ヨシ／＼義ヲ守リ命ヲ致サンヨリハ、出家遁世スルニハシカジトテ、一首ノ歌ヲゾ詠タリケル。

取レバウシトラネバ人ノ數ナラズ捨ベキ物ハ弓矢成ケリ

ト加様ニ詠ジツ、自鬢ヲ切落テ、墨染ニ身ヲ替、高野山ヘゾ上ケル。

高野山浮世ノ夢モ覺ヌベシソノ曉ヲ松ノ嵐ニ

ト。佛種ハ縁ヨリ起ルコトナレバ、憂世ヲ思捨タルハ、艶シク優ナル様ナレドモ、越後ノ中太ガ義仲ヲ勇メカネテ自害シタリシ級ニハ、無下ニ劣レル薬師寺哉ト、謗レル人多カリケリ、棄恩人無爲眞實報恩者ナレバ、自他ノ爲然ベシトホムル人モ有ケリ。

とある。傍點の所は、流布本になく、西源院本は、

無下ニ劣レル薬師寺哉ト譏ラヌ人モ無リケリ。

とあるが、今川家本は、

無下ニ劣レル薬師寺哉トソシル人モアリ、棄恩人無爲眞實報恩者ナレバ自他ノ爲可然ト讚ル人モ多リケリ。

とある。この巻も南都本と同類である。

卷三十、高倉禪門御逝去事は、西源院本、今川家本はその後半の批評がないが、相承院本は流布本に類してこれがあり、殆ど流布本と差がない。この巻も南都本と同類であらう。

卷三十一、笛吹嶽合戦事に、長尾彈正根津小次郎の裝束の事が他本と異なるのみで他は流布本とも殆ど差がない。

長尾ハ黒糸威ノ大荒目ナル鎧ニ、同毛ノ歛形ノ甲ノ緒ヲシメ、五尺八寸ノ太刀ニ金作ノ太刀一振ハキソヘテ、六尺三寸ノ長刀ノタビラ廣ニテ、金蛭巻シタル馬ノ平頸ニヒツ添ヘテ、鬼栗毛トテ八寸二分アリケル名馬ノ太遠キニ、金ノ蒔繪ノ鞍シキテ、水色ノ厚總カケテ、十幅一丈ノ金紗ノ親嵐ニ颯ト吹ナビカセタリ。根津小次郎ハフスベ皮ノ鎧ニ同毛ノ甲著テ、七ツ物山ノ如ニ取付テ、鹿毛ナル馬ニ馬鎧カケテ薄紅ノ大笠印ニ一丈アマリニ見タル金サイ棒、誠ニ輕ゲニ提テ、分捕シタル敵ノ頸馬ノサンヅニ取付テ、只ニ騎將軍ノ陣ヘ懸入ル。

この巻も、南都本と同類である。

卷三十二、この巻で流布本と甚しく異なる章は、山名右衛門爲敵事付武藏將監自害事と、主上義詮設落事付佐々木秀綱討死事、鬼丸鬼切事、神南合戦事である。鬼切鬼丸事には、

さてこそ此太刀を鬼丸と名て、當時の世ニ至まで平氏の嫡家ニ傳りて、身をはなたず守りとなりニけり。又鬼切と申ハ……(中略)信濃國戸藏山にて又鬼を切たる事なり。これに依て其名を鬼切と云ける也。

京軍事には、那須五郎討死以後の事がなく、八幡御託宣事を以て巻を終る。南都本と同類と認められる。今川家本とも類する所が多い。

卷三十三、巻頭は、三上皇自吉野御出事である。將軍御逝去事の前に、直義贈官位事がなく、神田本、西源院本に同じである。又新待賢門并梶井二品親王御隱事にも、

同五月十八日吉野ノ新待賢門ノ女院隱サセ給ヌ。一方ノ國母にておはしませば、一人を始まいらせ、百官皆椒房ノ月ニ涙ヲ落シ、掖庭ノ露ニ思ユクダク。又同年ノ六月二日梶井二品法親王御隱アリケレバ、山門悲歎竹苑ノ御

歎更ニ類モなかりけり。洛中山上南方打つゞきたる哀傷、蘭省露深柳營烟暗して台嶺の雲色かなし。とあり、新田義興自害事にも、

アラ堪ガタヤ〜、人ハナキカ、是助ヨト、叫死ニゾ死ニケル。又其翌夜ノ夢ニ畠山大夫入道見給ケルハ……とあつて、神田本、今川家本に類し、南都本と同類である。

卷三十四、巻頭の宰相中將殿賜將軍宣旨事の後半なくして、流布本と異なる。又紀州龍門山軍事の章の最後に、根津小次郎の自讃の語がない。その他は殆ど流布本と差がない。神田本、今川家本よりは後出の様である。南都本と同類であらう。

卷三十五、北野通夜物語には日藏上人事、泰時修行事、貞時修行事、すべてが存して流布本に類する。松井博士藏本、龍門文庫藏本と同じである。したがつて、流布本と大差がない。

卷三十六、仁木京兆官方蜂起事には、

改元ノ始ニ洛中ノ加様ニ焼ヌルコト先不吉ノ表事也。其上、去年ノ疾疫モ猶止コトヲ得ズ、又其春ノ未夏始ニハ、
惡瘡腫物連ル上、口論喧嘩ヒマナク、天死スル者數ヲシラス。コノ年號然ベカラズト申サル、人多カリケレドモ、
武家已ニ宣下ヲ承テ、國々へ施行シヌ。イツシカ又改メンコト、其例無トテ、終ニ此年號ヲゾ用ヒラレケル。其
比仁木右京大夫義長ハ……。

傍線を附した所は、神田本、西源院本にはない所であり、傍点を附した所は、流布本にない所である。今川家本は流布本に近い。諸國怪異事には、

四角八方ヘゾ逃散ケル。コノヒ、キ餘所ヘナリ動テ、京中洛外迄キコヘ、左右ナクヤマザリケレバ、世ニハ天ノ

鳴動スルカ、地ノ震裂スルカ、鳴雷ノ鳴カ、將軍ガ塚カナド色々ニゾ申ケル。其後ヨリハイヨク近付人モナカリケレバ、

とありて、流布本よりも詳しく、變異御祈事にも、

天下ノ怪異都鄙ノ奇特多カリシ中ニ、京都ニハ東寺の金堂ノ一尺二寸南ヘノキテ、高祖弘法大師南天ヘ飛去セ給ヌト寺僧ノ夢ニ見ヘケルコト、洛中ノ御愼タルベシトテ、諸社諸寺ニ仰セ密宗顯宗ニ付テ、種々ノ御祈アリ、先青蓮院ノ尊道法親王ニ仰ラレ、伴僧廿口、八月十三日ヨリ内裡ニ祇候シテ、大熾盛光ノ法ヲ行ハル。大法ノ中日十七日戌ノ刻ヨリ大風吹テ御殿ヲ翻覆シ、墻壁ヲ崩裂セシムル上、護摩ノ最中ニ灯明ヲ吹消シ、大幔ヲ吹捲リテ爐壇ノ火ハ一モタマラズ。前代未聞ノ珍事殊ニ阿闍梨ノ御恥トゾ見ヘシ。此外洛中洛外ノ人民牛馬死傷セシムルコト、其數ヲシラズ。聖護院覺譽親王ハ二問ニ御參有テ……。

とありて、南都本と同文である。相模守清氏隱謀露見事には、志一上人事なく、流布本卷三十七の將軍歸洛宮方没落事を以て卷を終る。南都本を同類と認められる。

卷三十七、卷頭は、持明院新帝自江州還幸事で始まる。流布本と殆ど差がない。南都本と同類であらう。

卷三十八、細川相模守清氏討死事付西長尾城落事以外は流布本と殆ど差のない卷である。

その一節を示せば、

義貞ノ足羽ノ繩手ニテ討レタル二人ノ躰ニ異ナラズ。相模守舎弟左馬助ハ敵ノ出抜ケルヲバ知ズ、昨日ヨリ西長尾ノ陣ヘ向テ、新開ト戰ハンズル用意ニテ居タリケルガ、廿四ノ曉ニ成テ、新開ガ陣ノカガリカスカニ見ヘケル間、人ヲ遣テ見スルニ、新開ハ引返テヤ候ヤラン、敵ハ一人モ候ハズト申ケル間、サテハイカ様出抜テ相模殿ノ

城へ寄ツラン、我等引返テ戦ハデハ叶マシトテ、左馬助ガ千奇ノ勢鞭ニ鎧ヲ合テ馳歸ル。新開イマダ大手ノ軍ノ勝負ヲ知ザレバ、左馬助ノ勢ヲ城へ入ジト遮テ、路ヲ塞デ相戦フ。互ニイサミ進デ命ヲ限トセメ合ケルガ、新開遂ニカケ負テ、右往左往ニカケナサル。左馬助搦手ノ合戦ニ打勝テ思事ナク相模守殿ノ城へ氣色バウテ、歸入ラントスルニ、笠符モカナグリ棄、誠シホレカヘリタル兵共東ヲ指テ落テ行。左馬助跡ニ追付テ、大手ノ軍ハ何ト有ケルゾト問給ヘバ、皆聲々ニ相模殿ハ討タレサセ給テ候トゾ答ヘケル。

参考太平記には金勝院本をあげてあるが、今川家本、南都本も殆ど同文である。西源院本は和田權與箕浦次郎左衛門軍事の章に甚しい差異がある。

卷三十九、大内介降参事より神木歸座事に至る。流布本の卷三十九の途中までである。

基氏芳賀合戦事には、芳賀八郎生捕について、

主従共ニ義ヲ守リ節ヲ重ズル忠貞、アリガタキ人々也。芳賀ガ八百餘騎ノ兵ニ昨日ハ二日路ヲ一夜ニ打シカバ：
：（中略）大略ハ皆髻ヲ切り遁世シテ、ナキガ如クニナリニケリ。芳賀八郎ヲバ生取ニシテ、已ニ斬ラルベキアリケルヲ、此者餘リニ心スズシカリケレバ、助テメシ使フベシト仰ラレケルヲ、此小冠カラ〜ト打吽ヒ、我等ガ家ニイマダ二人ノ主持タルコト候ハネバ、イカナル鎌倉殿ニテ御座アリトモ、えこそ召使ハレマシケレト申ケレバ、左馬頭殿モ御案ニ相違シテ、サラバヤガテ宇都宮へ返スベシト仰ラレケレバ、親類悉ク討死仕ルヲ、我幼稚未練ニヨツテ面ヲサラスコト口惜候、只トク頭ヲハネラレ候ヘト申ケレバ、日本一ノ者トテ宇都宮へゾ送ラレケル。軍散ジテケレバ、躰宇都宮ヲ悉ク退治セラルベシトテ、左馬頭ハ十萬餘騎ノ勢ニテ、

とある。傍線を附した所は南都本の異文と同文である。卷の分割といひ、この巻は南都本と同類である。

卷四十、高麗人來朝事付太元攻日本事より始まる。太頭に缺損がある。

靈鳥、氣比宮ノ白鷺ノ稻荷山ノ名婦、社々神々ノ仕者、悉ク虚空ヲ西へ飛去ルト人ゴトノ夢ニ見ヘケレバ、より始まる。光嚴院禪定法皇の崩御事には、

僅ニ籠僧三四人ノ勤メニテ御中陰ノ菩提ヲゾ資ケ奉リケル。年去年來ツテ、御國忌ノ第三回ニアタリケル時ハ、繼躰ノ天子、今上皇帝忝モ御手ツカラ一字三禮ノ紺紙金泥ノ法華經ヲアソバサレテ、則禁裡ニシテ五日十講ノ供養アリ。是又善性善子ノ珊提嵐國ニ仕ヘシ孝ニモ過ギ……。

とあつて、一部西源院本と類する所もあるが、その他は流布本と甚しい差異はない。

三

以上によりて本書は参考太平記所引の南都本の同類本であることが明確になつたのであるが、その他にも南都本の類本として、教育大學藏本（四十卷二十冊、卷二十二缺）、築田本（國會圖書館藏、三十九卷、目錄一卷四十冊）、内閣文庫藏本（四十卷四十冊）、龍門文庫藏本（卷二十三より卷二十八、卷三十一より卷三十七に至る十二冊）、松井簡治博士舊藏本（三十九卷二十冊）等があり、未見のものに吉川家本等がある。神田喜一郎博士の眞珠庵舊藏本も南都本の類本である。此等の諸本を相互に比較すると漢字假名の相違等があつて、全く一致はしないが、詞章は殆ど同一である卷々と全く詞章を異にする卷とがある。その詞章を異にする卷は極めて少く、神田本、西源院本に近い卷か或は流布本に近い卷かである。かうして神田本西源院本等の古い形態が漸次改訂せられて南都本の如きものとなり、その一部のものは改訂せられて流布本となつたことが確認せられるのである。（四〇、六、一三）

註

- (一) 言語と文藝、昭三八、一月号拙稿参照。「神田本太平記について。」
- (二) 京都市立西京高等学校研究紀要第三輯、昭二八年。「太平記諸本の研究」拙稿参照。
- (三) 同右。(三九頁)
- (四) 同右。(五七頁)

